

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 27 年 10 月 23 日(金) 第 8 7 4 4 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定居宅サービス事業者の指定 (700) (東部福祉保健事務所) 2
	指定介護予防サービス事業者の指定 (701) (〃) 2
	松くい虫の特別伐倒駆除の命令 (702) (西部総合事務所農林局) 2
	土地改良区の役員の就退任 (703) (〃) 3
◇ 公 告	大規模集客施設の設置の届出 (住まいまちづくり課) 4
	公の施設の指定管理者の指定 (生産振興課) 4

告 示

鳥取県告示第700号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 27 年 10 月 23 日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社サンブレラ	サンサン訪問看護ステーション	八頭郡八頭町上野 8	平成 27 年 10 月 15 日	訪問看護

鳥取県告示第701号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 115 条の 10 の規定により、次のとおり告示する。

平成 27 年 10 月 23 日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社サンブレラ	サンサン訪問看護ステーション	八頭郡八頭町上野 8	平成 27 年 10 月 15 日	介護予防訪問看護

鳥取県告示第702号

森林病虫害等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同条第 4 項において準用する同法第 3 条第 5 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 27 年 10 月 23 日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

1 区域及び期間

(1) 区域

米子市及び境港市の各一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

平成 27 年 11 月 15 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木が存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、その破砕又は焼却（炭化を含む。）を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1 の (1) の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3 の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1 の (1) の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3 の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3 の措置として破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さを 6 ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合にあっては、15 ミリメートル）以下とすること。

(3) 3 の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに

提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林づくり推進課、西部総合事務所農林局及び関係市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第703号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定に基づき、次のとおり松尾溜池土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成27年10月23日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

退任した役員の氏名及び住所

理 事	飯 田 豊	西伯郡大山町長田351
〃	深 田 政 行	西伯郡大山町妻木676
〃	汐 田 俊 二	西伯郡大山町妻木497
〃	谷 野 透	西伯郡大山町富岡21
〃	田 中 博 之	西伯郡大山町安原272
〃	堀 尾 晴 明	西伯郡大山町安原150
〃	種 田 順 治	西伯郡大山町安原142
〃	吉 田 隆 俊	西伯郡大山町保田19
〃	齋 木 統 宰	西伯郡大山町保田 1
〃	谷 田 裕 之	西伯郡大山町平田114
〃	古 川 拓 郎	米子市淀江町今津323
〃	古 川 正 志	米子市淀江町今津321
〃	稲 田 悦 雄	米子市淀江町淀江976
〃	浅 井 親 男	米子市淀江町淀江863- 2
〃	唐 来 新 市	米子市淀江町淀江805- 3
監 事	伊 木 弟 一 郎	西伯郡大山町妻木499- 1
〃	山 根 讓	西伯郡大山町平田135

平成27年 5 月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	飯 田 豊	西伯郡大山町長田351
〃	深 田 政 行	西伯郡大山町妻木676
〃	汐 田 俊 二	西伯郡大山町妻木497
〃	谷 野 透	西伯郡大山町富岡21
〃	田 中 博 之	西伯郡大山町安原272
〃	堀 尾 晴 明	西伯郡大山町安原150
〃	種 田 順 治	西伯郡大山町安原142
〃	吉 田 隆 俊	西伯郡大山町保田19
〃	齋 木 統 宰	西伯郡大山町保田 1
〃	谷 田 裕 之	西伯郡大山町平田114
〃	古 川 拓 郎	米子市淀江町今津323
〃	古 川 正 志	米子市淀江町今津321
〃	生 田 治 美	米子市淀江町淀江976- 1
〃	浅 井 親 男	米子市淀江町淀江863- 2
〃	唐 来 新 市	米子市淀江町淀江805- 3

監 事 汐 田 修 平 西伯郡大山町妻木511
" 山 根 謙 西伯郡大山町平田135
平成27年6月1日就任 任期4年

公 告

鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）第8条第1項の規定に基づき、大規模集客施設の設置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、平成27年10月23日から同年12月24日まで公衆の縦覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき平成27年12月24日までに知事に意見書を提出することができる。

平成27年10月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1
- 2 大規模集客施設の名称
(仮称) ドラッグコスモス琴浦店
- 3 大規模集客施設の敷地の所在地
東伯郡琴浦町大字丸尾字井手領116-1外
- 4 大規模集客施設の用途
物販店舗
- 5 大規模集客施設の総床面積
2,060平方メートル
- 6 大規模集客施設の設置に係る工事に着手する予定の日
平成28年6月1日
- 7 縦覧場所及び意見書の提出場所
鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課（鳥取市東町一丁目220）
鳥取県中部総合事務所地域振興局中部振興課（倉吉市東巖城町2）

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成27年10月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

管理を行わせようとする公の施設の名称	指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	指定の期間
鳥取県立とっとり花回廊	一般財団法人鳥取県観光事業団 理事長 衣笠 克則 鳥取市栄町606	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで